

7. NPO法人全世界空手道連盟新極真会 傷害共済規程

傷害共済規程

第1条（本規程の目的）

この規程は、NPO法人全世界空手道連盟新極真会（以下「当会」という。）の稽古中における、道場生および支部長・道場長が被った傷害に対する次の各条の保障について定め、当会活動の円滑な運営及び受傷者の救援を図ることを目的とする。

- (1) 傷害死亡
- (2) 後遺障害
- (3) 療養（手術・入院・通院）

第2条（適用範囲）

本規程は当会に所属する次に定める者に適用する。

- (1) 当会の稽古に参加中の道場生
- (2) 当会の稽古に参加中の支部長・道場長、または支部長・道場長から認可を受けた指導員
- (3) 上記 (1) (2) 共に会員登録をしている者に限る

第3条（用語の定義）

本規程において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとする。

- (1) 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいう。
- (2) 「稽古」とは、支部長・道場長或いは支部長・道場長より認可を受けた指導員が指導管理する道場稽古や昇級昇段審査、合宿稽古をいう。また、支部長・道場長や指導員不在の自主稽古や、各種選手権大会や錬成大会はこれに含まないものとする。

第4条（傷害報告期限）

当会は、傷害を被った者が、受傷日から30日以内に傷害報告書による受傷報告を行わなかった場合、報告期限の効力として、対象の障害については保障を受けられないものとする。

第5条（傷害死亡）

当会は、傷害を被った者が、その傷害により、受傷日から180日以内に死亡した場合には、次のとおり本人の法定相続人に保障する。

傷害死亡	1,000,000円
------	------------

第6条（後遺障害）

当会は、傷害を被った者が、その傷害により、受傷日から180日以内に後遺障害を残した場合には、一時金として本人に次のとおり保障する。なお、受傷日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、受傷日から181日目における医師の診断に基づき、後遺障害の程度を認定する。

後遺障害 最高	1,000,000円
（労災級別1～3級に準じる）	

第7条（後遺障害等級基準及び認定）

後遺障害の保障をする場合で、その原因が傷害の時には、後遺障害の等級は労災法施行規則別表1「障害等級表」の基準による。

第8条（後遺障害と傷害死亡の関係）

当会が後遺障害保障を行った後、保障を受けた者が後遺障害の原因となった傷害の結果として受傷日から180日以内に死亡した場合には、傷害死亡保障の額から既に支払った後遺障害保障との差額を支払う。

第9条（傷害死亡および後遺障害を行った場合の取扱い）

当会が、第4条ないし第5条に基づく保障を行った場合には、当会は支払った保障の金額を上限として、本人が当会に対して有する見舞金の責を免れる。

第10条（療養費用－入院）

当会は、傷害を被った者が、その治療のために入院した場合には、入院日数1日につき次の金額を入院見舞金として支払う。ただし、3日以上入院を条件とし、入院保障の支払日数は、90日を上限とする。また、受傷日から90日を経過した後の入院に対しては入院共済金を支給しない。

入院1日につき	5,000円
---------	--------

第11条（療養費用－手術）

前条の場合において、受傷日から90日以内に、治療を直接の目的として手術を受けたときは、一時金として50,000円を支払う。

手術一時金	50,000円
-------	---------

第12条（療養費用－通院）

当会は、傷害を被った者が、その治療のために通院した場合には、通院日数1日につき次の金額を通院見舞金として支払う。ただし、3日以上通院を条件とし、通院見舞金の支払日数は30日を上限とする。また、受傷日から180日を経過した後の通院に対しては通院見舞金の支払対象としない。また、受傷部位、状態および、物理療法による通院の場合、通院日数の認定にあたっては上限を設ける。

通院1日につき	2,000円
---------	--------

第13条（保障を行わない場合）

当会は、第5条、第6条、第10条、第11条ないし第12条の規定にかかわらず、次に該当する事由により生じた場合には保障を行わない。

- (1) 本人の犯罪行為。
- (2) 本人の故意または重大な過失、闘争行為。
- (3) 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状がないもの。

第14条（運用）

この規程の運用は、理事会の議を経て行う。

この規程による扶助を行った場合、理事会はその経過及び結果を次期総会に報告しなければならない。本規程に基づく見舞金の請求は、別に定める様式に基づき、受傷者が所属する支部長・道場長を介して申請を行うものとする。

第15条（発効日）

本規程は平成17年4月1日から実施する。

[改定履歴]

- ・令和2年 7月1日、通院日数の変更、施行
- ・令和4年12月1日、入院日数の変更、手術見舞金の変更、施行
- ・令和4年12月1日、ケガの部位・症状および、物理療法による通院の場合、認定日数の上限を設定、施行
- ・令和5年 4月1日、第4条（傷害報告期限）を明記